

ニーズ調査について

1 経過

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき，平成 27 年度から，子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援新制度が施行される。

新制度では，市町村に対し，地域における保育・教育，地域子ども・子育て支援事業に係る需要の量の見込み（現在の利用実態 + 今後の利用希望）と，それら需要の量に対応する提供体制の確保の内容と実施時期等が盛り込まれた，「子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）」の策定を義務付けており，それらの利用希望を的確に把握するため，ニーズ調査の実施が必須となっている。

2 概要

ニーズ調査については，本年夏頃までに国が定める基本指針の内容を踏まえて抽出調査により実施することとされている。

現時点における国の基本指針の素案では，対象を保育・教育の主体である就学前児童とし，基本調査項目のたたき台が示されているが，その他詳細については，今後の検討課題となっている。

本市としては，以上のことを踏まえ，平成 20 年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」を参考として調査項目および件数を設定した。

なお，国の基本指針が決定した時点で調査項目を改めて精査した後，実施するものである。

対象・件数	調査項目（案）
就学前児童の保護者 (5,000 件)	子育て環境，就労状況，日中の定期的な保育・教育事業の利用状況，子育て支援事業の利用状況，小学校就学後の希望等
小・中学生の保護者 (3,000 件)	就労状況，学童保育の利用状況，子どもの居場所，子育てに関する悩みや不安等
小・中学生 (2,000 件)	家庭生活，児童館の利用状況，不安や悩み，社会活動，将来のこと等
未成年者・成年者 (2,000 件)	就業・就学状況，不安や悩み，就職先，少子化，結婚，子ども，子育てに関する不安や悩み，仕事と子育て等
母子・父子・寡婦家庭 (1,000 件)	就労状況，養育費，定期的保育ニーズ，一時的保育ニーズ，子育てに関する不安や悩み，公的制度などの認知度等
(計 13,000 件)	

3 スケジュール

平成 25 年 8 月	委託契約の締結
" 9 月	調査票の配布
" 10 月	調査票の回収，集計
" 11～12 月	調査結果の分析
平成 26 年 1 月	調査結果報告書の作成，納品